

# **五城目町緊急事態対応フローチャート**

**平成28年10月**

**秋田県五城目町**



## 五城目町緊急事態対応フローチャート目次

1. 緊急事態に対する危機対応配備基準	1
2. 第1配備（五城目町危機準備室）フローチャート	2
3. 緊急事態発生時の情報伝達フローチャート	3
4. 第2配備（五城目町危機警戒室）フローチャート	4
5. 第2配備（五城目町危機警戒室）の応急体制	5
6. 第3配備（五城目町危機対策室）フローチャート	6
7. 第3配備（五城目町危機対策室）の応急体制	7
8. 第4配備（五城目町危機対策本部）フローチャート	8
9. 第4配備（五城目町危機対策本部）の応急体制	9
危機管理対策本部応急体制	9
危機管理対策本部・総務部応急体制	10
危機管理対策本部・民生部応急体制	10
危機管理対策本部・産業部応急体制	11
危機管理対策本部・建設部応急体制	11
危機管理対策本部・文教部応急体制	12
危機管理対策本部・消防部応急体制	12



## 1. 緊急事態に対する危機対応配備基準

緊急事態に対する危機対応配備基準は表1のとおりとする。

【表1】危機対応配備基準

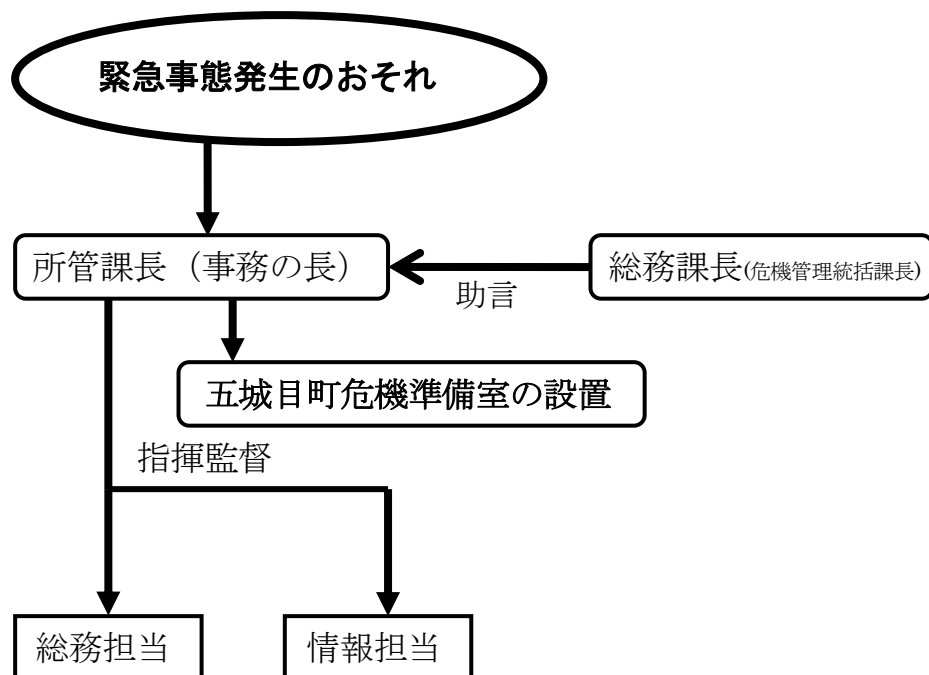
区 分	緊急事態の規模
第1配備 (五城目町危機準備室の設置)	緊急事態の発生するおそれのある場合で、通常業務の範囲内で事前に情報収集が必要と判断される危機
第2配備 (五城目町危機警戒室の設置)	被害状況や被害の規模、拡大の可能性、社会的に及ぼす影響の範囲が限定的であり、通常業務の範囲内で対応が可能な規模の危機
第3配備 (五城目町危機対策室の設置)	被害状況や被害の規模、拡大の可能性、社会的に及ぼす影響の範囲が大きく、通常業務の範囲内では対応が困難な規模の危機
第4配備 (五城目町危機対策本部の設置)	被害状況や被害の規模、拡大の可能性、社会的に及ぼす影響の範囲が甚大で、全庁的な対応が必要な危機

緊急事態に対する危機対応配備基準の対応体制は表2のとおりとする。

【表2】危機対応配備基準と緊急事態対応体制

配備基準	配備基準の判断及び決定	責任者	動員体制	
			対応課	応援課
第1配備	所管課長	所管課長	所管課	
第2配備	副町長	所管課長	所管課	総務課(危機管理課) 関係課
第3配備	副町長	副町長	総務課(危機管理課) 所管課 まちづくり課	関係課
第4配備	副町長の進言に基づき、町長が決定	町長	危機対策本部(五城目町地域防災計画における災害対策本部体制に準ずる。ただし、事務局は総務課(危機管理課)に置く。)	

## 2. 第1配備（五城目町危機準備室）フローチャート

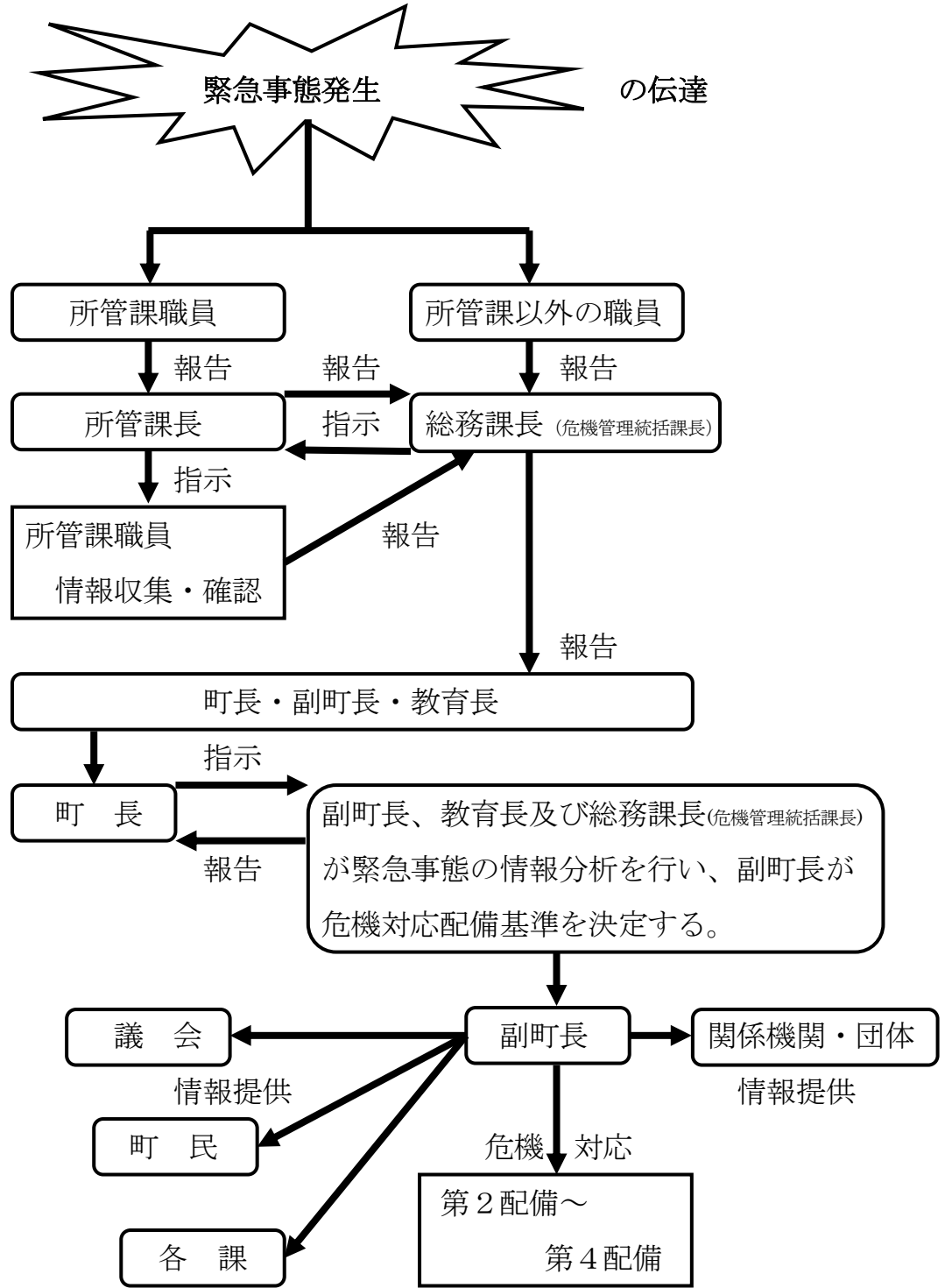


緊急事態発生のおそれの内容：

所管課名		☎内線電話	夜間連絡先
所管課長 (危機管理責任者)			
総務担当			
情報担当			
総務課長 (危機管理統括課長)			

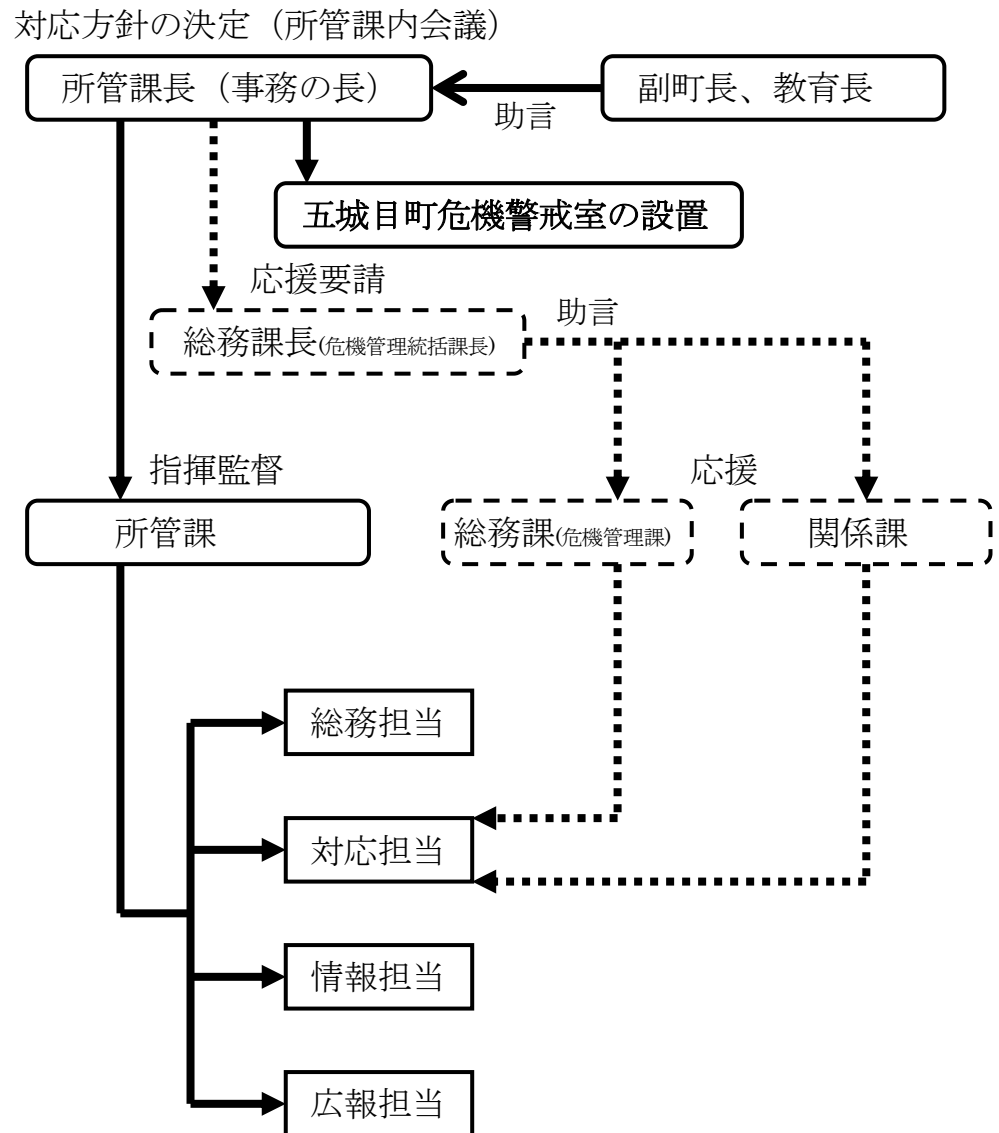
※通常業務を継続しながら、情報収集を行う対応体制をつくる。

### 3. 緊急事態発生時の情報伝達フローチャート



**緊急事態の内容：**

#### 4. 第2配備（五城目町危機警戒室）フローチャート



※所管課職員がそれぞれの担当を分担する。

必要に応じて、総務課長（危機管理統括課長）への  
 応援要請により、総務課（危機管理課）職員、関係  
 課職員が応援体制をとる。



5. 第2配備（五城目町危機警戒室）の応急体制

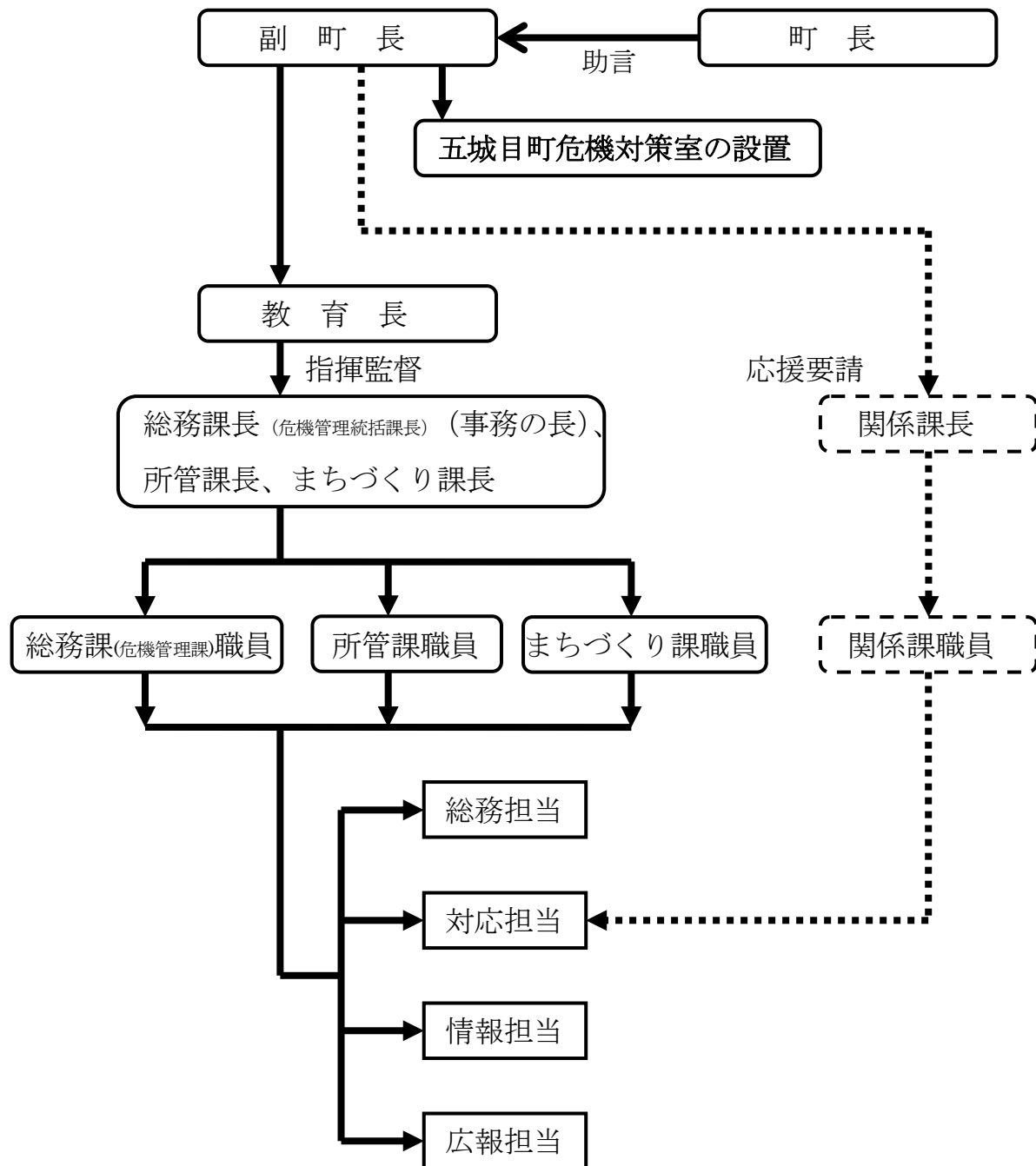
緊急事態の内容：
----------

所管課名		☎内線電話	夜間連絡先
所管課長 (危機管理責任者)			
総務担当			
対応担当			
情報担当			
広報担当			
総務課長 (危機管理統括課長)			
総務課 (危機管理課)			
関係課			
関係機関			

※通常業務を継続しながら、応急対応の体制をつくる。

## 6. 第3配備（五城目町危機対策室）フローチャート

危機管理に関する庁内検討委員会を開催し対応方針の決定  
 (緊急時など、会議を省略し副町長の判断で方針決定の場合有り)



※総務課（危機管理課）職員、所管課職員及びまちづくり課職員が、それぞれの担当を分担する。  
 必要に応じて、副町長の応援要請により、関係課職員が応援体制をとる。

## 7. 第3配備（五城目町危機対策室）の応急体制

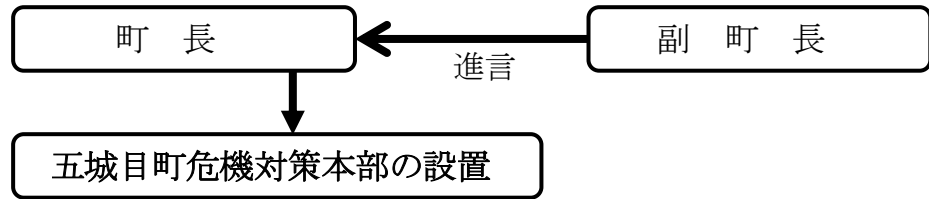
緊急事態の内容：
----------

所管課名	☎内線電話	夜間連絡先
副町長		
教育長		
総務課長 (危機管理統括課長)		
まちづくり課長		
所管課長		
総務担当 (総務課)		
対応担当 (所管課)		
情報担当 (総務課) (所管課)		
広報担当 (まちづくり課)		
関係課		
関係機関		

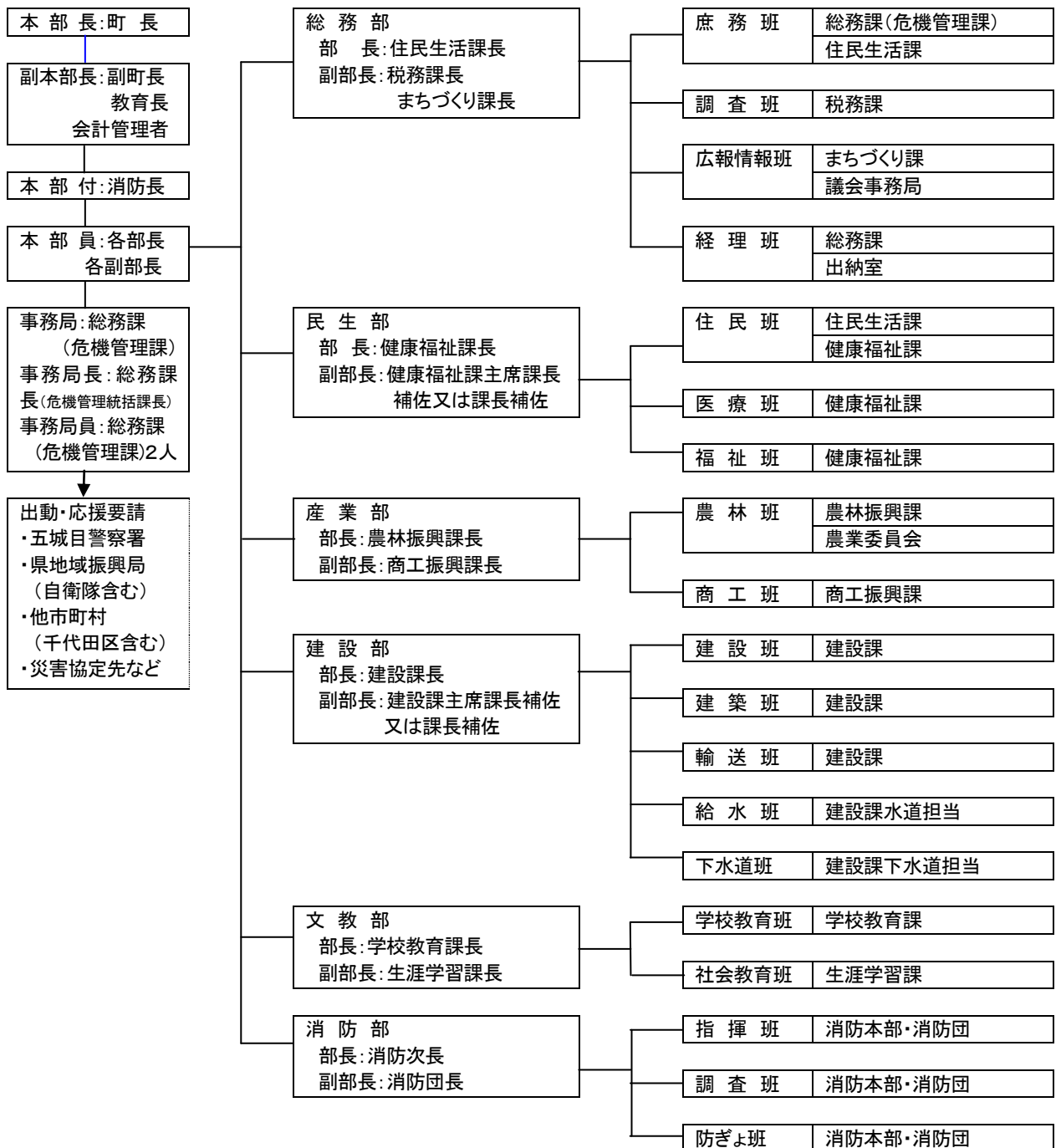
※通常業務とは別に、各課を横断した応急対応の体制をつくる。

## 8. 第4配備（五城目町危機対策本部）フローチャート

危機対策本部会議を開催し対応方針の決定



危機対策本部会議



## 9. 第4配備（五城目町危機対策本部）の応急体制

緊急事態の内容：

### 危機管理対策本部

本部役職	役職	氏名	☎内線電話	夜間連絡先
町長				
副町長				
教育長				
会計管理者				
消防長				
総務部長				
総務部副部長				
民生部長				
民生部副部長				
産業部長				
産業部副部長				
建設部長				
建設部副部長				
文教部長				
文教部副部長				
消防部長				
消防部副部長				
(事務局)				
危機管理統括課長	総務課長			
危機管理課職員	総務課			
危機管理課職員	総務課			

※通常業務を最低限に縮小し、全庁職員を対象とした応急対応の体制をつくる。

危機管理対策本部・総務部応急体制

本部役職	役職	氏名	☎内線電話	夜間連絡先
総務部長				
総務部副部長				
庶務班長				
庶務班				
〃				
〃				
調査班長				
調査班				
〃				
〃				
広報情報班長				
広報情報班				
〃				
〃				

危機管理対策本部・民生部応急体制

本部役職	役職	氏名	☎内線電話	夜間連絡先
民生部長				
民生部副部長				
住民班長				
住民班				
〃				
〃				
医療班長				
医療班				
〃				
〃				
福祉班長				
福祉班				
〃				
〃				

危機管理対策本部・産業部応急体制

本部役職	役職	氏名	☎内線電話	夜間連絡先
産業部長				
産業部副部長				
農林班長				
農林班				
〃				
〃				
〃				
〃				
商工班長				
商工班				
〃				
〃				
〃				
〃				

危機管理対策本部・建設部応急体制

本部役職	役職	氏名	☎内線電話	夜間連絡先
建設部長				
建設部副部長				
建設班長				
建設班				
〃				
〃				
建築班長				
建築班				
輸送班長				
輸送班				
給水班長				
給水班				
下水道班長				
下水道班				

危機管理対策本部・文教部応急体制

本部役職	役職	氏名	☎内線電話	夜間連絡先
文教部長				
文教部副部長				
学校教育班長				
学校教育班				
〃				
〃				
〃				
〃				
社会教育班長				
社会教育班				
〃				
〃				
〃				
〃				

危機管理対策本部・消防部応急体制

本部役職	役職	氏名	☎内線電話	夜間連絡先
消防部長				
消防部副部長				
指揮班長				
指揮班				
〃				
〃				
調査班長				
調査班				
〃				
〃				
防ぎよ班長				
防ぎよ班				
〃				
〃				



